

鯖江・丹生消防組合特別職の職員の報酬および旅費等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、鯖江・丹生消防組合特別職の職員の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議会の議員の議員報酬)

第2条 議会の議員に議員報酬を支給するものとし、その額は、別表第1左欄のとおりとする。

2 議会の議員が月の中途においてその職についたとき、あるいは辞職、失職等によりその職を離れたときの報酬は、それぞれ日割計算による。

(平21条例3・追加)

(監査委員等の報酬)

第2条の2 監査委員、条例で定める執行機関の附属機関(以下「委員会等」という。)の委員および消防団員に報酬を支給するものとし、その額は、議会の議員、監査委員および委員会等の委員にあつては別表第2左欄、消防団員にあつては別表第3のとおりとする。

2 消防団員が月の中途においてその職についたとき、あるいは辞職、失職等によりその職を離れたときの報酬は、それぞれ日割計算による。

(平13条例9・一部改正、平21条例3・旧第2条繰下・一部改正)

(管理者等の費用弁償)

第3条 管理者および副管理者には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とし、その額は、別表第4のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給に関しては、鯖江市特別職の職員の例による。

(平25条例2・追加、令7条例4・一部改正)

(議会の議員の費用弁償)

第3条の2 議会の議員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とし、その額は、別表第1右欄のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給に関しては、鯖江市特別職の職員の例による。

(平21条例3・追加、平25条例2・旧第3条繰下、令7条例4・一部改正)

(監査委員等の費用弁償)

第3条の3 監査委員および委員会等の委員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とし、その額は、別表第2右欄のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給に関しては、鯖江市特別職の職員の例による。

(平13条例9・一部改正、平21条例3・旧第3条繰下・一部改正、平25条例2・旧第3条の2繰下、令7条例4・一部改正)

(消防団員の費用弁償)

第4条 消防団員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とし、その額は、別表第5のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給に関しては、鯖江市特別職の職員の例による。

(令7条例4・全改)

(議会の議員の議員報酬の支給)

第5条 議会の議員の議員報酬は、毎年3月に支給する。

(平21条例3・追加)

(監査委員等の報酬等の支給)

第5条の2 監査委員および委員会等の委員の報酬は、勤務した翌月に支給する。

2 消防団員の報酬、費用弁償は4月、7月、10月、翌年1月の3月ごとにその月の末日に支給する。ただし、機能別分団災害支援班および災害医療班の団員の年額報酬は、職務に従事した年度の翌年度4月の末日に支給する。

(平13条例9・平21条例3・令2条例3・令4条例1・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

2 鯖江・丹生消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3および別表第5の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、施行日以降に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1

(平19条例1・全改、平21条例3・令7条例4・一部改正)

区分	議員報酬	費用弁償					
		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当(1夜につき)	宿泊費(1夜につき)
議長	年額 20,000円	職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年条例第2号)附則第2項の規定は適用しないものとする。				旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限は <u>国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第13条第1項</u> および <u>別表第2</u> における指定職職員等の額を準用する。	移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費の合計額とする。
副議長	年額 18,000円						
議員	年額 16,000円						

別表第2

(平21条例3・追加、令7条例4・一部改正)

区分	報酬		費用弁償				
			鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当(1夜につき)
監査委員	日額 5,000円		職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年条例第2号)附則第2項の規定は適用しないものとする。				
附属機関の委員等	委員長	日額 円 8,000(職務に従事する時間が3時間30分を超えない場合は5,000)	職員の例による。				
	委員	7,500(職務に従事する時間が3時間30分を超えない場合は4,500)					

別表第3

(令4条例1・全改、令5条例2・一部改正)

年額報酬	区分		金額
		団長	
	副団長		70,000円
	分団長		50,500円
	副分団長		45,500円
	班長		37,000円
	団員		36,500円
	団員(機能別分団災害支援班および災害医療班)		5,000円

出動報酬	区分	基礎	金額
	災害(水火災・地震等)		1日3時間以内の活動
1日3時間を超え4時間以内の活動			4,000円
1日4時間を超え5時間以内の活動			5,000円
1日5時間を超え6時間以内の活動			6,000円
1日6時間を超え7時間以内の活動			7,000円
1日7時間を超える活動			8,000円
	警戒、訓練等	1回	2,500円

別表第4

(平25条例2・追加、令7条例4・一部改正)

区分	費用弁償						
	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当(1夜につき)	宿泊費(1夜につき)	包括宿泊費
管理者	職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年条例第2号)附則第2項の規定は適用しないものとする。				旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限は 国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第13条第1項 および 別表第2 における指定職員等の額を準用する。	移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費の合計額とする。	
副管理者							

別表第5

(令7条例4・全改)

区分	費用弁償						
	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交 通費	宿泊手当(1 夜につき)	宿泊費(1夜 につき)	包括宿泊費
消防団員	職員の例による。						